

委員会に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、委員会に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 本会に次の委員会を置く。

- (1) 総務委員会
- (2) 事業委員会
- (3) 災害時応急対策委員会

2 必要に応じ臨時委員会を置くことができる。

3 前項の委員会は、理事会の決議により設置するものとする。

(規程)

第3条 各委員会に関する規程は別に定める。

(改廃)

第4条 本規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

附 則

本規程は、一般社団法人東京建設業協会としての登記の日より適用する。